

(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業 10百万円（0百万円）

水環境部地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に追加されたが、環境基準の超過率は依然として高い状況にある。このため、健康被害の未然防止の観点から、環境基準を超過しており、かつ、代替水源が存在しない地域を中心に、早急に対策を講じる必要がある。

硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、生活排水、家畜排泄物等、汚染原因が多岐に渡ることから、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることが重要である。これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の調査手法、対策手法、浄化技術の基礎は概ね確立してきており、今後はこれらの手法を環境基準の超過地域に重点的に適用していくための仕組が必要である。

本事業では、硝酸性窒素の環境基準を大きく超過しており、地下水の飲用率が高い2つのモデル地域を選定し、関係省庁との連携を図りながら、上水道への早期転換、恒久的な窒素負荷低減対策（施肥対策、生活排水対策、家畜排泄物対策等）、浄化対策等を推進するため、地域を指定して重点的に硝酸性窒素対策を実施するための制度のあり方について検討する。

2. 事業計画

	H17	H18	H19
①モデル地域の選定			
②汚染状況調査の実施			
③重点的対策の検討			
④地域指定制度の検討			

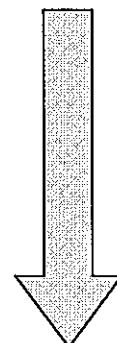
3. 施策の効果

硝酸性窒素による地下水汚染地域において、各々の地域の実情に応じた窒素負荷低減対策、浄化対策、飲用対策等を促進するための制度のあり方を検討し、重点的に汚染を解消する仕組を確立する。

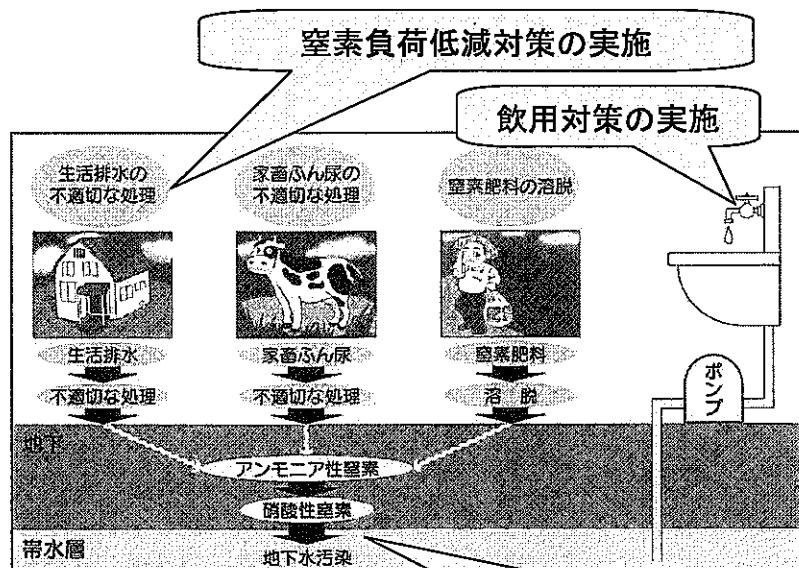
硝酸性窒素対策に関する地域指定制度のイメージ

硝酸性窒素対策重点地域の指定

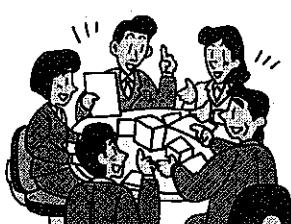
- 汚染状況調査
- 汚染機構解明
- 地域協議会の設置



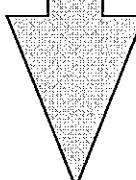
硝酸性窒素対策重点推進計画の策定



- 窒素負荷低減対策
 - ・施肥対策
 - ・生活排水対策
 - ・家畜排泄物対策 等
- 地下水浄化対策
- 飲用対策
- 地域住民の参画による取組
 - ・啓発活動
 - ・地域内窒素流通の促進



地域住民の参画



硝酸性窒素対策重点推進計画の実施・フォローアップ

水環境部土壌環境課農薬環境管理室

1. 事業の概要

これまで農作物や水に残留した農薬が人の健康に悪影響を及ぼさないようにするためのリスク管理措置を重点的に講じてきたところ。

しかしながら、農薬は街路樹や公園の花木類の管理のために市街地においても使用されるとともに、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しており、飛散した農薬を第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が吸入した場合、悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、以下の調査等を実施し、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する。

(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発。

(2) 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施。

(3) 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置。

2. 事業計画

区分	H17	H18	H19	H20	H21
(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査	<				>
(2) 飛散農薬モニタリング等調査	<				>
(3) 検討会の設置	<				>

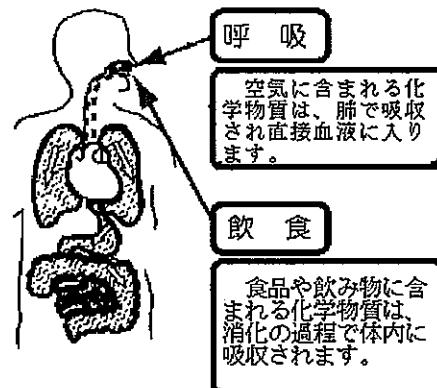
3. 施策の効果

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法を開発し、当該リスクの評価・管理措置を充実することにより、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止することができる。

農薬飛散リスク評価手法等確立調査

《背景》

- これまででは、農薬の経口曝露を考慮したリスク管理（作物残留・水質汚濁に係る登録保留基準の設定、使用基準の義務化）を重点的に実施。
- また、主要な航空防除農薬（10農薬のみ）について、人の健康を保護する観点から気中濃度の評価を行う際の目安となる「気中濃度評価値」（ガイドライン）を設定。
- 農薬は街路樹や公園等の市街地において使用されていること、また、混住化等により住宅地と接近した農地での散布も増加していることから、飛散した農薬によって第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が悪影響を受けるおそれ。



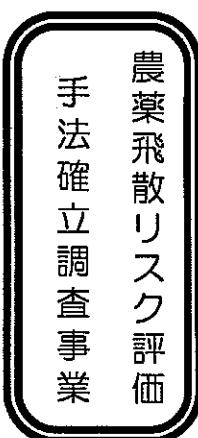
住宅地等に転用された農地例

呼吸・飲食等による化学物質の流れ

《課題》

- 気中濃度評価値のみでは飛散農薬のリスクを管理するには不十分。
 - ・通知に基づく行政指導
 - ・対象も一部の空中散布使用の10農薬に限定。
- 空中散布農薬以外の農薬についても、農薬散布時に飛散した農薬（又は揮発した農薬）を吸入することによる経気道曝露によるリスクを評価し、管理する必要がある。
- 飛散リスクを評価・管理するための手法が未確立。

空中散布農薬以外の農薬も含め科学的なデータに基づき農薬の飛散リスクを評価し管理していくことが必要



【事業内容】

- 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査
 - 散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発
- 飛散農薬モニタリング等調査
 - 開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施
- 検討会の設置
 - 農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置

《目標》

- 登録段階でのリスク評価管理を可能にする。
- 登録後においても、適切な農薬使用規制措置を講じることにより、リスク管理を徹底する。

農薬飛散による周辺住民への悪影響防止

《成果》

国民の健康を保護